

事例 3-①	
件 名	警備業法の各種手続に必要な医師の診断書
改善の方向	警察庁は、警備業法等に基づく手続の際に添付することとされている医師の診断書について、警備員個人が別個の手続を同時に申請する場合には、正本をいずれか一つの申請書に添付すれば、残りの申請書についてはその写しを添付することで足りるとするなどの負担軽減措置を行う必要がある。
意見・要望等	警備業法等に基づく申請又は届出において添付することとされている医師の診断書について、同一の者について複数回提出する場合には、既に診断書を提出してから一定の期間内であれば、診断書の提出の省略を可能とするなど負担を軽減してほしい。 (警備業者)
府 省 名	警察庁
関係法令名	警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。） 警備業法施行規則（昭和58年総理府令第1号。以下「施行規則」という。） 警備業の要件に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第1号。以下「要件規則」という。） 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）
調査結果	<p>[制度の概要]</p> <p>警備業は、i) アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者、ii) 心身の障害により警備業務を適正に行うことができない者として国家公安委員会規則で定めるもの（注）（以下「欠格事由」という。）に該当する者は営んではならないこととされている（法第3条第6号及び同条第7号）。</p> <p>また、警備業について、表1の手続を行う場合、その申請・届出の対象者（警備業を営もうとする者、役員、警備員指導教育責任者、機械警備業務管理者及び検定に合格した警備員）は、上記の i) 及び ii) に該当しない旨を証する医師の診断書の提出が求められている。</p> <p>（注）「国家公安委員会規則で定めるもの」とは、「精神機能の障害により警備業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者」（要件規則第3条第1項）。</p> <p>なお、ii) は以下の①、②、③、⑥、⑦、⑧及び⑨の手続のみに該当する欠格事由である。</p> <div style="text-align: center;">  </div>

表1 医師の診断書の提出が必要な警備業法等の手續及びその根拠

手續	手續の根拠	診断書提出の根拠
① 警備業の認定申請	法第4条及び第5条	施行規則第4条第1項第1号ニ及びホ
② 警備業の認定証の更新申請	法第7条	施行規則第4条第1項第1号ニ及びホ
③ 役員の変更の届出	法第11条	法第11条第1項、施行規則第19条第1号
④ 選任する警備員指導教育責任者の変更の届出	法第11条	法第11条第1項、施行規則第19条第1号
⑤ 警備員指導教育責任者資格者証の交付申請	法第22条	施行規則第42条第3項第2号
⑥ 機械警備業務の開始の届出	法第40条	施行規則第55条第3号、第4号
⑦ 選任する機械警備業務管理者の変更の届出	法第41条	施行規則第58条第1号
⑧ 機械警備業務管理者資格者証の交付申請	法第42条	施行規則第63条第1項
⑨ 検定に係る合格証明書の交付申請	検定規則第14条	検定規則第14条第3項第4号

(注) 当省の調査結果による。

[問題となる実態等]

調査した13警備業者において、警備業法等に基づく手續で添付することとされている医師の診断書の提出状況について確認したところ、表2のとおり、1警備業者では年間31通以上の診断書を提出している。

また、調査した13警備業者では、警備業法等に係る手續の際にその都度、医師の診断（問診）を受け、診断書の交付を受けており、その費用は1通当たり1,000円～3,000円となっている。

表2 調査対象13警備業者における診断書の提出状況（平成24年度）

診断書提出数	1～10	11～20	21～30	31以上
事業者数	6	3	3	1

(注) 1 当省の調査結果による。

2 本表は、調査した警備業者において、警備表法等に係る手續の際に提出した診断書の枚数について記載しているのみであり、調査対象警備業者における所属警備員数や申請における該当者数は把握していない。

このうち、診断書を年間22通提出している1警備業者のうちの1人の警備員については、平成25年3月1日又は同年4月15日に、同時に別個の申請で複数の診断書を提出している可能性があり、当該警備員

が支払っている診断書の費用は、1通当たり約2,000円となっている。

このような同一者が同時申請する場合について、調査した警備業者のうちの1警備員は、平成22年6月頃に2種類(交通誘導警備2級及び雑踏警備2級)の検定について、同時に合格証明書の交付申請をしたケースがあり、医師の診断書をそれぞれ1通ずつ添付して警察署の窓口へ提出したところ、窓口担当者から、同時に交付申請する場合は、添付する診断書の1通はコピーで可と言われ、1通をコピーに替えて提出したことがあったとしている。

一方、警察庁は、このような検定に係る合格証明書の交付申請について、同一者から同時に申請する場合は、許可権者たる都道府県公安委員会に対し、添付する診断書の一通が正本であれば、残りは写しでもよいとの取扱いを認めている。しかし、これら以外の警備員個人に関する申請(例えば、警備員指導教育責任者資格者証の交付及び機械警備業務管理者資格者証の交付)は、同時申請であっても、本来別個の機会に行われる手続であって、かつ業界から要望を受けたことのない珍しいケースでもあることから、診断書について、写しによる代用を認めることは検討の俎上に上ったことがないとしている。

(参考)

医師の診断書の提出が必要な警備業法等の手続に係る申請件数の推移は、表3のとおりとなっている。

表3 警備業法等の主な手続に係る申請件数の推移

手 続	平成22年	23年	24年
警備業の認定申請	522	535	536
警備業の認定証の更新申請	1,178	1,124	1,088
警備員指導教育責任者資格証の交付申請	15,791	13,200	12,367
機械警備業務管理者資格者証の交付申請	523	526	459
検定に係る合格証明書の交付申請	24,496	20,589	18,636

(注) 1 警察庁の資料に基づき当省が作成した。

2 役員の変更の届出、選任する警備員指導教育責任者の変更の届出、機械警備業務の開始の届出及び選任する機械警備業務管理者の変更の届出件数については、不明である。